

国際原子力機関（IAEA）による「2019年版保障措置声明」の公表について

令和2年7月1日
原子力規制庁

1. IAEAによる「2019年版保障措置声明」の公表について

- IAEAは、各国と締結する保障措置協定及び同協定の追加議定書に基づき、これらの国の核物質が核兵器やその他の核爆発装置に転用されていないことを確認する目的で保障措置活動を行っている。
- IAEAは保障措置活動として、締約国が申告する核物質の計量情報や原子力関連活動に関する情報について、査察等により、申告された核物質の平和的利用からの転用や未申告の核物質又は活動が無いかを確認し、その評価結果をとりまとめている。
- この一環として、IAEAは、毎年、前年に行った保障措置活動について評価結果をとりまとめた「保障措置声明」を公表している。2019年版については、令和2年6月に公表された。
- この保障措置声明は、IAEAが加盟国と締結する保障措置協定の種類及び確認された核物質の範囲に応じとりまとめられており、我が国は、核兵器不拡散条約上の非核兵器国が締結する保障措置協定（包括的保障措置協定）とともに追加議定書が発効している国の一つとして以下のとおり評価された。

IAEA事務局は、包括的保障措置協定及び追加議定書が発効している131の国のうち、69の国について、

- ・申告された核物質について平和的な原子力活動からの転用の兆候が見られない
- ・未申告の核物質及び活動の兆候が見られない

ことを根拠として、すべての核物質が平和的活動にとどまっている（拡大結論）と評価した。

IAEAの「2019年版保障措置声明(Safeguards Statement for 2019)」のURL:

<https://www.iaea.org/sites/default/files/20/06/statement-sir-2019.pdf>

※2019年保障措置声明における評価結果の概要は、参考1を参照。

- なお、我が国はIAEAより、初めて拡大結論が導出された2003年以降連続して、我が国にあるすべての核物質が平和的活動にとどまっているとの評価を得ている。

2. 今後の予定

- 本資料をホームページで速やかに公表するとともに、我が国における2019年の保障措置活動の実施結果と併せて、原子力委員会に報告する。

2019年保障措置声明における評価結果の概要

保障措置協定の種類	国数	評価結果	
核兵器不拡散条約締約国	190 ^{注1}	—	
保障措置協定非締約国	10	いかなる保障措置結論も導出できず。	
保障措置協定適用対象国	183 ^{注1, 注2}	—	
INFCIRC/153型保障措置協定 (包括的保障措置協定) + 追加議定書 (Additional Protocol)	131 ^{注2}	69 ^{注2}	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申告された核物質について平和的な原子力活動からの転用の兆候は見られない。 ・ 未申告の核物質及び活動の兆候も見られない。 ⇒ すべての核物質が平和的活動に留まっている(拡大結論)。
		62	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申告された核物質について平和的な原子力活動からの転用の兆候は見られない。 ・ 未申告の核物質及び活動がないことに関する評価は続行中。 ⇒ 申告された核物質は平和的活動に留まっている。
INFCIRC/153型保障措置協定 (包括的保障措置協定)	44	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申告された核物質について平和的な原子力活動からの転用の兆候は見られない。^{注3} ⇒ 申告された核物質は平和的活動に留まっている。 	
自発的協定 (Voluntary Offer Agreement)	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保障措置が適用されている核物質について転用の兆候は見られない。 ⇒ 選択された施設において保障措置が適用されている核物質は平和的活動に留まっているか、又は協定に規定されたとおりに保障措置から取り下げられている。 	
INFCIRC/66型保障措置協定	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保障措置が適用されている核物質が転用されている、若しくは施設又は他のアイテムが不正利用されている兆候は見られない。 ⇒ 保障措置の適用されている核物質、施設及び他のアイテムは平和的活動に留まっている。 	

^{注1} 北朝鮮を含まない。

^{注2} この他に台湾。

^{注3} シリアについては、特別の言及あり。